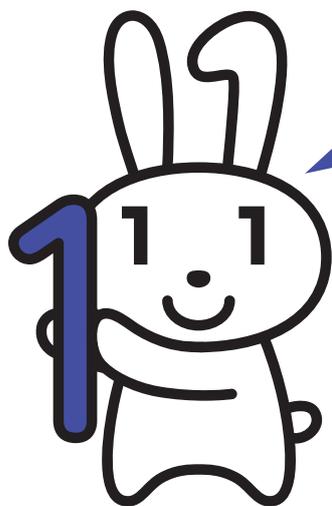


マイナンバー（個人番号）制度について

①「マイナンバー」とは何のいふ？

マイナンバー（個人番号）とは、国民一人一人が持つ12桁の番号のことです。



マイナンバーは、一生使うものです。番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、一生変更されませんので、大切にしてください。

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

② どうしてマイナンバーが必要なの？

マイナンバー制度には「行政の効率化」、「国民の利便性」、「公平・公正な社会を実現」というメリットがあります。

① 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

② 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることができます。

③ 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

③ 自分のマイナンバーはどう知ってるの？

平成27年10月から、住民票を有する全ての人に、1人1つのマイナンバー（個人番号）が通知されます。

市町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知が送られます。外国籍でも住民票のある方は対象となります。住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、お住まいの市町村に住民票を移してください。

④ 「個人番号カード」とは何のいふ？

マイナンバーの通知後に市町村に申請をすると、身分証明書や様々なサービスに利用できる個人カードが交付されます。

個人番号カードに記録されるのは、券面に記載された氏名、住所、個人番号などのほか、電子証明書などに限られ、所得などのプライバシー性の高い個人情報には記録されません。

個人番号カードは、平成28年1月から交付されます。

e・Tax等の電子申請等が行える電子証明書も標準搭載されます。

図書館利用や印鑑登録証など、地方公共団体が条例で定めるサービスにも利用できます。

既にお持ちの住基カードは有効期限ま

で利用できます。ただし、個人番号カードとの重複所持はできません。

5 マイナンバーが必要なのは、いつ？

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。

【社会保障】

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・医療保険の給付請求
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

【税】

- ・税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務 など

【災害対策】

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務 など

マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中でも、法律や地方公共団体の条例で定められた行政手続にしか使えません。社会保障・地方税・災害対策に関する事

務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができません。

●例えば、次のような場面で使います。

- ・毎年6月の児童手当の現況届の際に市町にマイナンバーを提示します。
- ・厚生年金の請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します。
- ・源泉徴収票などに記載するため、勤務先にマイナンバーを提示します。

法令で定められた手続きを行う際には行政機関や民間企業などへ、マイナンバーの告知が必要となります。

6 インターネットから閲覧できるの？

平成29年1月からマイナポータルで個人情報 のやりとりの記録が確認できるようになります。

●マイナポータルイメージ

- ・自分の個人情報を知り、誰が、なぜ提供したのか確認できます。
- ・行政機関などが持っている自分の個人情報の内容を確認できます。
- ・行政機関などから一人一人に合った行政サービスなどのお知らせが来ます。

※マイナポータルの機能の詳細は検討中です。

7 マイナンバーの取扱いに注意点は？

マイナンバーは、手続きのために行政機関等に提供する場合を除き、むやみに他人に提供することはできません。

他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバーを取り扱う者がマイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを不当に提供することは、処罰の対象となります。

マイナンバー制度に関するお問い合わせは

0570-20-0178

(全国共通ナビダイヤル)

平日・午前9時30分から

午後5時30分まで

(土日祝日・年末年始を除く)

町民の皆さまには、8月下旬に「よくわかるマイナンバー制度」の小冊子を配付する予定です。